

令和6年度 第1回愛知県難聴児支援協議会

議 事 録

令和6年7月19日（金）

愛知県難聴児支援協議会

令和 6 年度 第 1 回愛知県難聴児支援協議会 議事録

1 日時

令和 6 年 7 月 19 日（金）午前 2 時から午後 4 時まで

2 開催場所

愛知県自治センター E 会議室

3 出席者

荒木紫野舞委員、江崎友子委員、岡部巨和子委員、岡本弥生委員、柏倉秀克委員、加藤久典委員、濱島達代委員、高橋真理子委員、中嶋宇月委員、永田靖典委員
10 名（欠席者なし）

（事務局）

福祉局福祉部障害福祉課医療療育支援室、福祉局福祉部障害福祉課、保健医療局健康医務部健康対策課、教育委員会事務局学習教育部特別支援教育課

4 議事

議題(1) 難聴児支援のための今後の取組案について

報告事項(1) 令和 5 年度県事業の実績及び令和 6 年度県事業について

5 資料

次第、委員名簿、配席図、愛知県難聴児支援協議会設置要綱、資料 1 ～ 2

6 開会

< 障害福祉課医療療育支援室長挨拶 >

< 委員紹介 >

7 議題(1) 難聴児支援のための今後の取組案について

（医療療育支援室 鈴木主事）

それでは、今回会議の議題について事務局から説明いたします。

以降、着座にて失礼いたします。

昨年度会議では、委員の皆様からそれぞれのお立場により個々に現状と課題、課題に対する対応方針についてご意見をいただきました。

今回はこれらを踏まえて、県としての取組の考え方と取組案をご提示しますので、内容や方法などについて皆様からご意見を賜りたいと存じます。

資料1「難聴児のための今後の取組案について」をご覧ください。

こちらは、皆様からいただいたご意見から、難聴児の支援をとりまく課題に対する、県の取組の考え方と今後の取組案をまとめたものでございます。

現状の課題を大きく2つに分けておりまして、上段には「現状の取組に関する課題」、下段には「現状の取組がないことに関する課題」としております。

上の「現状の取組に関する課題」は、現在それぞれの関係機関で既に取り組まれていることに、何らかの問題や支障を抱えていることについてのものがございます。

また、下の「現状の取組がないことに関する課題」は、切れ目のない支援のために必要と考えられる取組が、現在行われていないことについてのものがございます。

このそれぞれの課題について、左側に取組みの考え方、右側に今後の取組案をお示ししております。なお、こちらの取組案については、実施にあたっては予算の確保や実施方法の検討・調整などを行う必要があることから、あくまでも現時点での案でございます。

まずは「現状の取組に関する課題」についてでございます。

ここでの実態としましては、昨年度のご議論では情報に関する課題が多く取り上げられており、ご本人や保護者の方、関係機関に正しい情報が統一的に整理されていない上に適切に周知されておらず、支援の提供や関係機関の連携が円滑に行われていないというものでした。

ここでの具体的な課題として、岡部委員からは保護者の方は情報が錯綜する中、手探りで必要な情報を探しておられ、たどりつくまでに大変苦労されているとのご意見がありました。

また、中嶋委員からは、手話言語を知るまでに相当期間要されたというご経験から、手話のことがそもそも周知されていない、手話を学ぶ場の情報がないとのご意見がありました。

このほか、関係機関の情報が統一的に整理されておらず、保護者等に十分に周知されていないこと、市町村としても近隣の限られた社会資源や病院等の情報しか把握できていない状況にあるとのご意見を多くいただきました。

さらに、新生児聴覚検査の受検状況や検査結果について、把握の進んでいない市町村があり、早期発見・早期療育の支障となっていることにもご意見がありました。

これらの情報に関する課題が多くありますことから、県としましては、正しい適切な情報を必要としている方や関係機関に伝わるような取組を実施することが必要と考えており、取組の方針としましては、新生児聴覚検査に係る実態につきましては、県の新生児聴覚検査体制整備推進会議と連携をとりつつ、必要な情

報の整理及び統一化、情報の適切な周知、情報のながれの整理といたしました。

右側の今後の取組案としましては、3点ございまして、1点目は保護者向けの手引きの作成及び配布でございます。こちらの手引きでは、ご家族が難聴に関する理解を深めるためのものにしたいと考えております。

2点目は、難聴児支援に関係する医療機関や専門療育機関、教育機関、支援団体等の一覧表の作成及び配布でございます。一覧表により、保護者が関係機関のことを知って必要な支援に円滑につながりやすくなり、関係機関間の連携が進んで切れ目のない支援が期待できます。

3点目は、保護者が子どもの検査結果や経過、成長を記録できる手帳又はノートを作成及び配布でございます。こうした手帳等により、保護者が新しく関わる支援者などに子どもの情報を伝達する際に役に立つほか、関係機関の連携が進むことが期待できます。岡部委員や岡本委員、荒木委員より、類似事例のご紹介もいただいておりますので、作成の際には参考にさせていただくことを考えております。

また、こうした手引きや関係機関一覧表、手帳等の活用につきましては、どのように配布するかも重要でございます。

必要とする家庭に漏れなく届くよう、難聴を診断する医療機関を始め、支援機関や教育機関等、子どもに関わる関係機関に広く配布し、すそ野を広くしていくことが大切であると考えております。

荒木委員から、聾学校の聾幼児教育相談に相談が集中し、体制がひっ迫しているという現状をお伝えいただいているところでございますが、こうした取組により正しい情報があるべきところに届くようになれば、ご家庭への支援が円滑に進むものと考えます。

次に「現状の取組がないことに関する課題」についてでございます。

現状では各分野でそれぞれ支援のための取組が行われているところですが、その他必要と考えられる取組が行われていない実態にあります。

ここでの具体的な課題として保護者が必要な知識を身に着ける場や、ご本人とその家族が交流できる場が必要であるとのことのご意見がありました。

また、幼稚園、保育園、学校等では難聴のお子さんと直接関わる立場でありながら、必要な知識や経験が乏しいことがあるという実態から、支援者向けの研修が必要であるとのことのご意見もありました。

さらに、関係機関が連携できるような拠点やシステムがないことについてもご意見がありました。

こうした必要と考えられる取組について、県としましては、取組のあり方から中長期的に検討し、実施を図ってまいりたいと考えております。

今後の取組案は、5点ございまして、1点目が保護者向けの講習会の開催でござ

ございます。難聴についての知識やこれからの子育てで気をつけることなどを提供する講習会により、保護者にとって必要な知識を正しく効率よく身に着けていただくことができると考えております。

2点目が交流会の開催でして、保護者のほか、ご本人やきょうだい児など、当事者が交流できる場を提供することによってございます。

3点目が支援者向けの研修の開催で、幼稚園・保育園や学校等で難聴のお子さんと接する支援者の方に難聴に関する必要な知識や技能を提供することで、もれのない、かつ切れ目のない支援が可能になると考えられます。

4点目が関係機関の連携の働きかけで、医療機関等、現在は個々に支援を行っている支援機関に対して連携した支援をお願いするなど働きかけていくことが必要だと考えております。

5点目については、昨年度多くの委員からもご意見を頂戴した難聴児支援センターの設置でございます。このセンターには、多岐にわたる相談への対応など、専門的な知識が求められると考えられることから、県直営で運営することは困難であると考えており、既に取組の実績があり、ノウハウのある機関への委託を検討することを考えております。そのため、委託を受けられる機関の選定と調整を行うことから着手してまいります。

以上が、県としての取組の考え方と取組案でございます。重ねてとなりますが、取組案の実施については予算の財源確保が必要になります。また下段の「現状の取組がないことに関する課題」に対する取組案につきましては、実施にあたってそのあり方や方法等について検討を必要とする事項が多くあります。

そのため実施時期を明確にはできない段階でございますが、あいち障害者福祉プランでは令和8年度末までに難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保を目標としていることを念頭に、できる限り早期に取組みの実施を図りたいと考えております。

事務局からの説明は以上となります。これらの取組の考え方と取組案について、その内容や方法など、ご意見を賜りたいと存じます。

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

(柏倉会長)

はい、ありがとうございました。

それでは難聴児支援のための今後の取組案、資料1のご説明ありましたけども、ここの議論は、本日の主な協議内容になるわけですが、事務局の案では1時間ぐらいとっていただいておりますので、皆様から忌憚のないご意見をいただきたいなと思います。

せっかくですから、それぞれの委員のお立場で、1人1回以上発言いただける

といいのかなというふうに思っています

ただこれ時間長いので、まず前半の現状の取組に関する課題ということをご説明いただきました。

主として情報についてですね、必要な情報が得られていない、それを円滑にするにはどのような取組を求められるかというようなことが提案されております。

後半の部分で今現状取組がないが今後進めていくべき、最終的には難聴支援センター等の設置ということが大きなテーマになってくるかと思えますけども、この大きく 2 つに分けて前半後半で議論できればいいかなというふうに思っています。

まず前半のですね、現状の取組に関する課題ということで、事務局から提示されている資料をご覧ください、忌憚のないご意見いただきたいと思います。

いかがでしょうか。

それではちょっと私から指名というのもあれなんですけども、適切な情報が必要とするが、必ずしもそれが円滑に伝わっていないということで、いろいろな取組が提案されているわけなんですけども。

まず、当事者の視点でですね、中嶋委員にご発言いただければいいかなと思うんですけれども。

この情報の周知とか整備とか提供の仕方の取組が示されてますけど、これについて何か現状とか、お感じになってることがあったら、お出しいただきたいなと思いますがいかがでしょうか。

(中嶋委員)

中嶋です。

今、資料を読んでいる範囲内では、大体のイメージ通りのことが書かれていると思います。

例えば、手引きを作成して配布をするなどは、具体的な内容はこれから進めていくわけですね。

話し合う時間がありますよね。

なので、特に私から今見て、新しい意見はなく、これからこの事業を進めていく間に意見を述べたいと思います。

よろしくお願いします。

(柏倉会長)

ありがとうございます。

どなたかご発言いただければ、じゃあお願いします、江崎委員。

(江崎委員)

お願いします、江崎です。

この保護者向けの手引きの作成、及び配布のところで、日本の耳鼻咽喉科学会

から、聞こえない子供たち、聞こえづらい子供たちという形で、保護者向けの手引きが作成されています。

耳鼻科の病院には、配布がされているので、予算がなければ活用したり、それを参考にしてその県に沿うような形にするというのも1つかなと思いました。

あとは先ほど事務の方もお話ありましたが、配布をいつどこでするかというところが一番、難しいところかと思います。

産科で、スクリーニングの時点では難聴という診断ではないので、産科の時点では、私は少し早すぎると思います。耳鼻科で配布か、あとは保健センターに相談になったときに配布できる形にするのが現実的かなと思いました。

ただ耳鼻科の病院の中でも、二次精査機関と精密検査機関があって、どの時点で診断確定かによって変わるので、配布をどこでどの時期にというところが、難しい部分かと感じました。

(柏倉会長)

ありがとうございます。

すでに耳鼻科等にはそういった手引きというものがあって、それにまた変わるものを作るというよりは、そういうものも積極的に活用するという手法があるのではないかというご提案をいただけたかと思います。

また一方で、いつどこで配布するのかというのが重要な問題なので、これもきちっと議論していく必要があるのではないかというご提案だったと思うんですけど、この件に関して、委員のお立場で何かありましたらお願いしたいと思います。

永田委員お願いします。

(永田委員)

名古屋市の中央療育センターの永田と申します、よろしくお願いします。

この手引きの配布とか、私もいろいろ言ってたかなと思うんですけど、当然これを作りながら、多分同時に並行してやっていくんだろうなと思うのが、おそらく皆さんが調べるとなったら、ホームページとかインターネット見るので、難聴にかかる支援のポータルサイトのようなものを作っていくのかなというふうには考えておりますけども。

医療機関とか支援機関の一覧表とか、そういうのもあると思うんですけど、これも当然、インターネットでしたらリンク張りながら、どこに連絡したらいいとか、皆さん不安だったらまずインターネットで探したりするので、そちらの方も充実していけるといいんじゃないかなというふうには考えております。

はい、以上です。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

紙媒体だけに限らずに、サイトを作ってそこから入っていく人も多いですよ
ね、現状では。

それともあわせて活用していくとこの一覧表にも繋がっていくということで、
有効ではないかというご提案があったかと思います。

その他、関連してでも新しい提案でも結構ですがいかがでしょうか。

お願いします、高橋委員。

(高橋委員)

はい、高橋ですけれども。

今の先生のご意見にはとても賛成で、やはりそういうふうな、何らか情報を集
約するようなホームページっていうかポータルサイトっていうのは、あったほ
うがいいと思いますし、そこに辿り着くためにはどうしたらいいかっていうの
は、母子手帳だったりとか、それからスクリーニング検査のときにもし何かこの
結果とか不安だったらとか、もっと情報が知りたいときはここを見たらいいで
すよみたいなものを、その時点でお渡しするっていう方法もいいのかなってい
うふうに思いました。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

いろんな方法でアクセスできるようにっていうことですよ。

たまたま繋がったでは困るので、紙媒体であったり、情報であったり、或いは
直接専門家による助言ですよ。

こういった多方面のアクセスを可能にするような取組がおそらく求められて
いるのかなというご指摘だと思います。

まとめて後で事務局から、財政的なことも含めて、ご回答っていうんですかね、
コメントいただきながらと思うんですけど、まずは委員から、いろいろ出して
いただきたいんですけども、他はいかがでしょう。

実際に相談に当たられているお立場で、岡部委員、何かありましたら願いま
す。

(岡部委員)

はい、岡部です。

よろしく願いいたします。

先ほどの江崎先生のお話もあるものを活用するっていうのはいい手だなと思
います。

聾学校にもたくさん書籍はありまして、中央療育さんにもたくさんあると思
いますが、難聴がわかった時点で早期支援研究協議会が出している書籍が何十
冊と出ていますが、聴覚の度合いやまた補装具の違いなどがありますので、お渡
しする時期は慎重にしなければいけないなと思います。

難聴がわかった時点で補聴器からスタートしますが、その後は人工内耳に移行されていかれる傾向がここ最近では多いかなと思いますので、人工内耳の手術をされるときは、この書籍を読んでくださいという形で、先生が保護者の方にご提示されるということなので、人工内耳についてすごく勉強をされるご家庭もありますし、補聴器だから何も勉強しなくていいのかということではなくて、きこえにくい、きこえないことについて保護者の方が学んでいただくことは、生まれたときから3歳ぐらいまでにかかっているのかな、教育相談の時代が一番重要なかなと思っています。

そこで保護者の方が、たくさんのことを学んでもらうための手段として、例えばこういう本があるので皆さん読んでくださいという手引きを紹介したいと思っています。目まぐるしく情報は変わりますので人工内耳も補聴器も、機器の性能が本当に1年1年で変わっていくので、今最新の情報を載せても1年後には古い情報になってしまいます。先ほど永田先生が言われたみたいに、やっぱりサイトをうまく利用して、最新の情報を学んでいただくことが重要だと思います。保護者の多くの方がお仕事されて、講演会や講習会といった学ぶ機会がない。情報を得たいけれども、得られないという方が多いと思うので、SNS、Zoomやオンデマンドで獲得していただくなど、講習を受けてお子さんのために保護者の方が勉強していただく手だては必要かなと思います。

SNSでも、オープンチャットで自由に会話をし、情報を交わしています。難聴児で調べると、たくさんサイトが出てきて、そこにはフォロワーが520人を超える大きいサイトがあったりして、見ていると全国各地の様々な情報が非常に多く載っています。

保護者の方はパソコンやスマートフォンで欲しい情報が欲しいときに手軽に入手することができたり、相談することができたりすると有効な手段になると思います。手引きが古いものになってしまうのはもったいないかなと思いました。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

こういった手引きなどを作ってポンと渡して終わりっていうことでは全くないと思うんですね。

難聴の保護者の方って自分の子供の障害の心理的な受け入れの問題もありますよね。

うちの子が障害なんだろう、そうではないだろう、結構聞こえてんじゃないっていうことでね。

障害のある子供っていうことを自覚して支援を受ける。

ルール乗っちゃえばいいんだけど、なかなか自分の子供の障害を受け入れは

難しい問題ありますよね。

ここも丁寧にやっぱりやっていく必要があって、その点ではこの後半の部分にちょっと先に入っちゃうんですけど。

例えば親の会なんかは非常に重要な役割を持っていて、障害のある子供を育てている先輩の母親から助言をいただくことで非常に心理的に安定したっていうケースが多くて、ですのでこういうフォーマルな機関の紹介だけではなくて、地元でしっかりした親の会なんかもありますよね。

そういうところも、ぜひ載せていただいて、そういうところに繋がる、インフォーマルなサポートも受けるっていうことが重要かなと思っております。

日本ではあまり公的にそういうところに支援がされていないんだけど、ヨーロッパなどではそれが当たり前になっていて、公的なお金がどんどんおりてきて、むしろそういうその地域での民間でのサポートっていうのは、重要だという指摘もありますので、そこら辺もぜひ、今回は配慮していただくと良いのかなっていうのを今伺っていて思いました。

その他いかがでしょうか。

じゃあお願いします、荒木委員。

(荒木委員)

お願いします。

今の情報の提供と相談窓口っていったところにかかると思うんですけども、今柏倉先生の方から親の会の話があったんですが、今実情として、聾学校の親の会がどんどん、全国の聾学校の親の会がなくなったことを受けて、縮小傾向にあるのが実際のところです。

ただ、保護者としてはいろんな情報を知りたいとともに、不安も増えて来るときにどうやって相談したらいいんだろうって、今日ちょうど岡部委員と話をしていたところなんですけれども、対面で来られる方はまだいいけれども、それが難しい方も今は特に若いお母さん方で、なかなかもうデジタルの世代だとそこまでのハードルが高いと、今県もいろんな妊娠SOSとかLINEでの相談窓口をやってるかと思えますんで、LINEとかでできるような窓口があれば、相談しやすい部分もあるのかなっていったところも1つ思っております。

以上です。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

SNSの活用ですね、新しい親世代にとっても、有効だというご指摘だと思います。

とても共感するところですね、いかがでしょうか。

ここで一旦ですね、事務局の方で今までのご意見を受けて、この辺りはできる

んじゃないかっていうこととか、これは、なかなか検討課題っていうようなこともあるかと思うので、少しコメントいただきたいと思うんですが。

(医療療育支援室 都室長補佐)

医療療育支援室の都でございます。

皆様、ご意見ありがとうございます。

この上段の現状の取組に関する課題につきましては、内容と方法についてのご意見を賜りましたけれども、内容については、私どもがお出しした取組案の概ねの内容としてはお認めいただけたものかなと捉えております。

さらにその内容を肉付けできるようなご意見としていただけたので大変ありがたいと思っております。

すでにあるものを活用するっていうことは、参考にさせていただけるものかなと思います。

それから、方法としてもいろいろとご意見を賜りまして、まずはいろいろこうした取組についても、いつどこでっていうタイミングや場所、そういうところをしっかりと設定をして、効果的な取組になるように、進めていきたいと考えております。

それから、いろいろな方法でアクセスできるようにということも、全体としてご意見賜りました。

特設のサイトですとか、SNSですとか、インフォーマルなものもちょうど紹介して、そこにたどり着くようにっていうご意見をいただきましたので、こうしたものも参考にしながらしっかり取組についても設計していきたいと考えております。

以上でございます。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

いつどこでも具体的な話まではいかなかったんですけども、最初に保護者が、お子さんの障害について診断を受けたり、今後どうするのかって迷っている場所だったりですね。

まず医療の現場であつたり、聾学校の教育相談であつたり、県の教育総合センターの相談窓口であつたり、そういった保護者が最初に訪れるところにはそういうパンフレットみたいなものがあって、そこでご説明ができる体制を作っていくということが課題かなというふうに思います。

あとポータルサイトとかSNSの活用についても今後ですね、ご検討いただいて、進めていくということかなと思います。

1点抜けていたのが子供の検査結果や、経過、成長を記録できる手帳とかノートの作成配布、この件につきまして何か具体的なご提案とか、こういう配慮が必

要じゃないかってご意見あったらお願いしたいと思います。

お願いします。

(江崎委員)

江崎です。

うちの病院は0歳児から来て、クリニックで行うような大人の聴力検査ができるような年齢までを見るのが主になります。

うちの病院を卒業する、地元の病院に移行するような年齢になったとき、それまでは親が聴力を管理しているけれども、将来的には親だけじゃなく、本人にも自分自身のことの難聴のこと、補聴器と人工内耳、新しい補聴デバイスなど、こういうのがあるんだよっていうのをわかって欲しくて、独自に研究費で「きこえの手帳」っていうのを作っています。

年長さんから就学して低学年ぐらいの子で、そういう理解ができそうな場合、お子さんと親御さんに説明をしながら渡すことを最近始めています。

この趣旨は0歳から管理するということなので、少しずつれるかもしれないですが、多少参考になればと思って発言しました。

(柏倉委員)

ありがとうございます。

また県の方で、この手帳作成するときにはぜひ、今、江崎先生からお話があった、すでにある手帳などもご参考にさせていただければというふうに思います。

その他いかがでしょうか、お願いします、高橋委員。

(高橋委員)

高橋ですけれども、先ほどのご説明の中で、新生児聴覚スクリーニングの結果は、体制の整備の方と共有をしていくってことのご説明だったと思うのですが、今その結果の集約っていうところがとても大変で、それが医療機関とか、そういうところに情報がなかなか届いていないっていう現状があるのですが、今の時点で、どういうふうな形でやっていけるっていうふうな、何かご提案とか、ご予定とか、もしありましたら教えてください。

(医療療育支援室 都室長補佐)

はいありがとうございます。

まずはそうですね、この協議会としましては、先ほどちょっと事務局の説明で申し上げました通り、新生児聴覚検査の体制整備の会議の方と連携して参って、この協議会としては、お子さんのライフステージにおいて、切れ目のない支援体制整備を整えていくっていう観点で、取組を進めて参りたいと思います。

(健康対策課 神谷主査)

健康対策課の神谷です、着座にて失礼いたします。

新生児聴覚検査を所管しているグループになります。

ご意見いただきました通り、新生児聴覚検査につきましては、確かに未受験の方もいらっしゃるし、受験されたとしても、結果の把握等、市町村が一生懸命取り組んでおられますけど、100%ではないという現状があります。

ただ、今ですね、国の方で、乳幼児健康診査の法定健診が1歳半と3歳ですが、1ヶ月児健診が国庫補助の対象となったことから、その1ヶ月児健診のときに、新生児聴覚検査の結果を把握していきましようということが、動きとしてあります。現状54市町村で、1ヶ月児健康診査は既に実施されていますが、国庫補助の対象となり新生児聴覚検査の結果を把握していきましようとして動いておりますので、受験をされたかどうか、機器もどういった機器で検査をされた結果か、その後、要精密だったお子さんについては、受診をされてその結果かどうかっていうことを今後また、把握していくように市町村において進んでいくと考えております。

県としましてもそのあたり、市町村の動きを把握をさせていただいて、市町村に返していきながらというふうに取り組んでいこうと思っております。

(岡本委員)

市町村の立場としては、先ほど今言われた取組を、まさに今年度の妊婦健診の意見調整会議で検討しています。乳児健診のうち1ヶ月児健診の内容を検討していく動きになっております。

愛知県の医師会と調整を図り、現在1ヶ月児健診については、愛知県内の全市町村が補助をしています。その内容の把握が国のいう基準に達していないということで、私ども小牧市もそうですが、国の補助金を申請していない市町村がほとんどです。

ただ今年度に県医師会とも調整をさせていただきながら内容を調整し、検査結果を集約して、県全体で把握できていくとよいと考えます。

また、今年度から、全市町村が新生児聴覚検査の補助をできるような体制になりました。

ただ、まだ単価の調整が取れてないものですから今後の課題としては、単価を統一して、自己負担のない状況で、すべてのお子さんが検査を受ける体制を整備することが大切であるととらえております。

あと先ほどの成長記録ノートのことですが、こういった記録ノートの場合、難聴のみをお持ちのお子さんもいらっしゃいますが、他の疾病や障がいも併せていらっしゃるお子さんも多々いらっしゃると思います。例えばダウン症や発達障がい等、様々な成長記録ノートが、各団体で作成されています。小牧市でも発達障がいをお持ちのお子さんのための成長記録ノートを作成しています。

複数の病気や障がいを合併してるお子さんもいらっしゃるため、それぞれの成長記録を持つことも想定されます。適切な情報が届けばいいのですが、それぞ

れのノートが複数あると、それらをどのようにうまく活用していくかが課題だと思いました。

あと母子手帳もそうですが、今後母子保健のDX化が進んでいくと聞いておりまして、母子手帳も電子化される流れがあと数年で出てくると思われますので、やはりこのノートも、これからの時代、様々な情報が、それぞれに書かれるのではなく、1つになっていく流れも必要だと思いました。

もちろんノートも大事ですが、東日本大震災のときもそうでしたが母子手帳がなくなってしまうと何も残らないのでクラウド上に必要な記録が残せることも今後必要になってくると感じました。

以上です。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

なかなか多方面の議論になっていて、新生児の検査、皆さんが安心して受けられる検査の体制っていうのはここで議論する以前の、基本的な整備ですよ。

そこは前提になってくるだろうというご指摘があったかと思います。

さらにこういった手帳とかノートも、いろんな障害別にいろんな種類があっても活用が難しいですよ。

一方で例えば個別の支援計画みたいなものがあるって、それが幼少期から学童期、青年期ずっとつなげていくっていうのが有効だっていうのは、県の教育委員会が、繋がりプランなんかを議論するときに、ツールとして重要だということで、これはどちらかというと関係機関が見て、子供の実態を多方面から見れるものっていうツールなんだけど、これは保護者が覚えとして持っているっていうイメージですよ、ご自身での記録みたいな。これのアイデアはどこから来てるんですか。

参考になる他府県がやっているものとか、何かあってこういう提案されてると思うんですけども。

(医療療育支援室 都室長補佐)

昨年度、皆様からのご意見で、浜松市の「はますくノート」ですとか、岐阜県の「きこえの手帳」ですとか、あと岡本委員の小牧市の方での取組をお聞かせいただいたので、そうしたものを参考にこの取組をお出ししております。

なので、岡部委員も特に保護者の方の覚えというか、お子さんの成長記録っていう話もありましたし、それ以外の方の話でもありましたけれども、関係機関でこれからそのお子さんに関わる方が、そのお子さんのことを共有するというそういう観点でもこの手帳というのは活用ができるのかなと考えております。

(柏倉会長)

分かりました。

ちょっとあれですね、去年の議論と提案してる内容がちょっと結びついてないところもあるのかなと。

活用の仕方っていうか実態としてね、紙は流されてしまったなんていうお話もありましたんで、アプリみたいなものも含めて、もうちょっと検討課題として残っているところもあるのかなっていう感じなんですけども。

何か、こういうものが必要だよっていう、もう 1 押ししてくれる意見があると、県の方でまとめやすいと思います。今の話だとまだまだ議論があって、この形がいいっていうところまでは行ってないような気がするんですが、いなかでしようか。

はい、お願いします。

(江崎委員)

先ほどの母子手帳の電子化は国の指針としてそうなるということでしょうか。

(岡本委員)

そうです。

(江崎委員)

近い将来、具体的になるなら、費用的な面や古くなった情報を新しくする面で電子バージョンを目指して作っておくみたいの方がいいのかな、と思いました。

イメージですが、いくつか選べるようになっていて、例えば難聴がわかった場合は難聴の記録ノート、発達障害であればその記録ノートにアクセスできるなど、必要なものにアクセスして使えるようなシステムの方がお母さんたちもアクセスしやすいのかな、と思います。

(柏倉会長)

ありがとうございます。

障害がね、重なってる場合もあるし、発達傾向のあるお子さんとかもいろんな障害に出てきますよね。

なので今先生おっしゃったような、何か特化した紙をポンと出すよりも、電子的なもので、それぞれの障害特性に合わせた項目があって、そこに書き込めるような、全体としてはいろんな障害のあるお子さんがアクセスできる、保護者がアクセスできるようなものとして検討するっていうのは、今時代の流れから言ってもそういう方向がいいのかな。逆にあんまり焦って作っちゃうよりも、無駄にしないような、少し時間をかけて議論する必要があるのかなというふうな、今お話を伺っていて受けとめました、そんな方向でよろしいでしょうか。

いずれにしてもこういう保護者にとって、覚えというのは必要なもので、形はともあれ、そういう形で議論を進めていって、今後整理するというところで、すぐに紙を来年作るっていうことではないという方向だと思います。

それでは前半の時間が終わったところかなと思うので、下の段の現状の取組

がないことに関する課題ということで、保護者の知識の獲得とか保護者同士の交流ですとか、支援者育成とかですね、相談対応、最終的にはこの支援センターの設置という議論になるかと思いますが、このあたりで委員からご意見をいただきたいと思います。

永田委員、お願いします。

(永田委員)

永田でございます。

これの保護者の知識獲得とか保護者同士の交流とか、ここら辺の関係で私どもの療育センターでどういうことやってるかっていう話を少しご紹介させていただければと思います。

うちは中央療育センターで、あと児童発達支援センターということで、すぎのこ学園という難聴児の専門の児童発達支援センターがございまして、未就学の子が通ってくる場所なんですけど、ここは通う方法としては、保護者登園となっていて、大体1歳2歳とかだと、週3とかですね、保育園とかに入ると、保育園に通いながら来るので週1とかなんですけど、親御さんと一緒に来ていただいて、親御さんと一緒に療育の訓練を受けたりとか、そういうふうにやりますので、その中で、この保護者の知識獲得って意味じゃないですけど、いろんな形で保護者の方に情報提供したりとか、一緒に通って集団で療育しますので、保護者間同士でいろんな情報交換したりとか、そういうような状況があるというふうにはなっております。

あともう1つ今後の話なんですけど、昨年度も何度か話してるかなと思うんですが、こちらの資料2の4つあるうちの1枚目のところの、その他の取組のところ、下に児童発達支援センターの整備みたいなものがあるんですけど、この児童発達支援センターというのが今年度、ちょうど法律が変わってですね、これ前と同じような繰り返しなんですけど、今児童発達支援センターは肢体不自由と知的と難聴の3種類が大きくありまして、こちらの方が、制度改正でですね、3つつくるんじゃなくて、1つで全部やりなさいよというようなですね、やれるところは全部やりなさいよというような形になってきて、3年以内に分かれてるところは1つにしましなさいよと、中央療育センターは実は3種類あるんですけど、3年以内には、3種類を全部1つというような形なので、すぎのこ学園も、遅くても3年以内に、早ければ来年なくなっちゃうかもしれないんですけど、名前としてはですね。

そういう形でやっていくので、逆に言うと普通の児童発達支援センターでも、今までもらえなかったんですけど難聴児の支援をするとですね、加算という形でお金がもらえるので、今まではちょっと積極的にやってなかったところはまたやるようになるかなというところではあるんですけども、ただ難聴児の支援

でやっぱり特殊な技能というかですね、明日からやろうかといってやれるものじゃないので、私どもはすぎのこ学園ですっとそこら辺のノウハウをやっているんで、そこは引き続きやっていくかなと思いますけども、新しくやるところがやるにしてもですね、どうやってやったらいいかっていうところを、いろんな機関がそういうところができるように、療育センター間での協力とかですね、そういった情報交換とかそういうのも今後必要になってくるかなと、また行政での、そういった支援も必要になってくるかなというふうにも考えております。

もう 1 つ制度改正の中で、特徴的なのが保育所等訪問支援っていう事業も、もともとあったんですけど、加算がついたりですとか、充実するようになってきてですね。

保育所等訪問支援って何かっていうと、ここに支援者向けの研修ってあるんですけど、例えば、うちのすぎのこ学園の言語聴覚士とかが、難聴児のいる保育園とか幼稚園に行って、実際現場にいる先生方にそういった、こういうふうにするといいですよっていうようなことを現場に行き行って伝えるっていう、そういった事業もございまして、当然民間のところでもお金もらえるので、そういった事業は、今後どんどん進めていければなと私は思っているんですけど、そういった形で支援者の、研修とかということも今後進めていけるといいんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

実際の保護者への働きかけ、現場の様子と、多方面から現状報告いただきました。

ありがとうございます。

今あった中でですね、例えば保育所等訪問支援のような、今後の取組案に支援者向けの研修って出てるんですけど、なかなかその他の専門職が、研修を受けてもなかなかやれないんですよ。

実際、やっぱり専門家に来ていただいて、直接助言をしていただくということが非常に重要なので、そういうその連携というんですかね、そういうところもやっぱりしっかり見ていく必要があるなというふうに、今伺っていて感じたところですよ。

その他いかがでしょう。

お願いします、荒木委員。

(荒木委員)

今永田委員が、すぎのこ学園の様子をお伝えしていただいたんですけども、聾学校の方でも現在乳幼児教育相談のところで、保護者向けの講習会ですね、保

護者教室といったもの行っておりますし、交流会も、今実際に乳幼児教育相談を受けている、親御さん同士の交流と子供たちの交流の方を、ちょっと期間を設けて行っている状況です。

各聾学校がおそらく同じようなことをやっておりますので、愛知県のよさっというのは各聾学校が5校ありまして、そこで乳幼児教育相談をやっているのは4校なんですけれども、他県ではもう聾学校1校しかないもんですから、そこは愛知県の強みかなっていうふうに思っております。

実際に保護者向けの講習会ですとか、交流会をやるにしても、小さなお子さんを抱えて遠くのところまで行くっていうのは大変なことだと思うんですね。

そうすると各地域にあるところでやられるっていうことは、1つの重要な観点で、結局県全体でやったとしても、集まってくる人は一部の人というよりは、もっと身近な存在で、そういうことを行うってことは大事な事かなっていうふうに思っております。

以上です。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

聾学校での様子の報告をいただきました。

その他いかがでしょうか。

お願いします、江崎委員。

(江崎委員)

江崎です。

人工内耳の場合は手術が必要なので、補聴器以上に医療とアクセスする期間、年数が長いです。人工内耳をうちの病院で受けて、その後も通ってみえる方の場合は、人工内耳装用児が通園している保育園、幼稚園の先生に、年に1回、人工内耳の説明とか、どういう関わりをしてもらおうといいか、という講演会を行っています。4月に皆さん入園する人が多いので、5月6月に企画して、親御さんを通して、案内して来ていただいています。人工内耳の機械を実際触ってもらったりして好評です。

私として気になるのは補聴器のことで、補聴器をして保育園や幼稚園に行く子どもたくさんいますが、園の先生は補聴器に慣れてなかったり、拒否反応示されたりしてしまうこともあり、その取組が本当はしたいなと思っています。しかし、診療があるのでそこまで手が回らないのが実際です。

あと、人工内耳装用児やその保護者向けに、例えば、中学生とか社会人になった装用者の方や保護者の方たちに、お話をしてもらって、みんなで交流する会を年に1回行っています。最初は、保護者とともに、難聴児のお子さんと一緒に連れてきてもらい、お子さんだけうちのスタッフで預かることもしましたが、人手

が足らず危ないので、お子さんが小さい場合は保護者だけにせざるを得ない形になりました。先ほどアクセスしづらいという話もありましたが、場をつくれても、アクセスしやすさということを考えると、なかなか難しいと思います。例えばここでやりますよというふうに言ったとしても、そこに来られる人が限定されるかと思います。

もう 1 つ、前任の佐久間先生が最後の会のときにまとめられた学校の先生のご意見ですが、学校の先生もどうしたらいいか困っているのだなと感じました。人工内耳も早くから装用してインテグレートされる方が増えているので、小学校の先生方に向けても、何かしらアクセスしやすいような講習会や本の紹介など、取り組んでいけるといいと思いました。

(柏倉会長)

ありがとうございます。

私以前日本福祉大学に勤めていて、日本福祉大学は聴覚障害の学生がたくさん毎年入学してくるんですね。

大きく分けて聾学校から来る子と、通常の高等学校から来る子がいて、通常の高等学校から来る子はほとんどが人工内耳の手術を受けてる子なんですね。

じゃあ、人工内耳の手術を受けて普通の学校で、分け隔てなく、活躍しながら来たかっていうと、いろんな問題抱えていて、実は人口内耳の聞こえの特性がありますよね。

友達とのコミュニケーションとか、微妙なニュアンスが伝わらない。

そういう中で苦労しながら大学まで来たっていう学生が多くて、話を聞いてみると非常に苦労しているんですね。

孤立しているケースも多く、むしろ聾学校の子たちは、仲間づくりが非常にうまくて、ある意味集団に支えられている面があるんだけど、先ほど佐久間先生の話が出ましたが、聾学校は聾学校でその流れに乗っていいと思うんですけど、これから特別支援教育は通常の学校学級で行われるということが主になってくるので、そこでの支援ということをしっかりと考えていく必要があるのかなと。

意外に小中学校の先生って、難聴の子供のことを理解してないんですよね。

研修は県もやってるんですけど、なかなかこれが伝わっていないのか、日常的にそういう子供がクラスにいればいいんだけど、何年かに 1 回来るっていうこともあって、その時に勉強し直すということではなかなか対応が難しかったりするんで、今先生のご指摘があったように、人工内耳を装用している幼児が通う園に医療関係者が行って研修をするっていうのは、非常に有効な取組だと思います。

(江崎委員)

病院に来てもらっています。

(柏倉会長)

来てくれているんですか。それはもう向こうが自分たちの旅費で来るんですね。

企画をされるわけですね。

(江崎委員)

企画をしています。

(柏倉会長)

ということは、それは小学校の先生とかでも可能なんですね、場合によっては。

(江崎委員)

場合によっては。

以前はうちの病院が土曜診療だったため、外来を止めて、講習会を開催していましたが、現在土日休みになりました。園の先生が平日に来るのは難しいだろうということで、土曜日に半分ボランティアな形で、みんなで出勤して病院を開けてもらって講習会を開催しています。

(柏倉会長)

ありがとうございます。

今のお話を、整理をしちゃいけないんですけども、支援者向けの研修、この支援者には、学校関係者とか、保育園の保育士さんなども含めてですね、広く考えていかなきゃいけない。

その時に、1つは医療関係者による、専門家による、レクチャーみたいなものも検討の項目に入れていくということではないかっていう、現状を踏まえてご意見があったかと思います。

これも今後、ぜひ盛り込んでいただければと思います。

その他いかがでしょう関連してでも結構です。

お願いします、中嶋委員。

(中嶋委員)

はい。中嶋です。

この件に結びつくかどうかかわからないんですが、今私達の聾協会では、会員が800人ほどおります。全員聴覚障害者です。

難聴児の支援に関する協議会について、簡単にちょっと説明させていただきました。

それに対して言われたことは、難聴という言葉ですね。

私たちは手話を使いますので、難聴というイメージはどうしても、人工内耳だとか補聴器だとか、手話を使わない子供たち、大人というイメージがあります。

そのために、手話とは関係ないという意見がありまして、そのために私たち、全日本ろうあ連盟という大きな団体があるんですが、いろいろな関係者が集ま

って話し合った結果、聞こえない、聞こえにくいという言葉のほうが身近に感じるという意見をもらっています。

ですから、社会モデルとして、医療モデルになると難聴という言葉は私たちとは関係ないみたいな、ちょっと今までの歴史の流れも含めて、難聴という言葉に対して手話は関係ないというようなイメージを持つんですね。

ですから、難聴というのは、これからちょっと考えていただければありがたいなと思います。

これはこれからの討議の、一部になると思うんですが、聞こえない子供たち、幅広い支援が必要というお話をいただいております。

ですから難聴ということは私たちの立場から見ると、やはり範囲が狭いというふうな見方になってしまいます。

ですからその見方も含めて、皆さんとまた一緒に討議をさせていただければありがたいなと思います。

(以下、他の手話通訳者からの補足)

すいません、少しフォローさせていただきます。

きちんと読み取りができなかった部分は申し訳なかったんですが、正式に言いたいのは、私たちが使ってる用語としては聞こえない、聞こえにくいというような表現です。

そこを理解していただきたいということです。

(柏倉会長)

本質的な議論になっちゃったんだけど、この設置要綱を見ると難聴児の早期発見、早期療育推進になっているので、これ医学モデル的なんですけど、社会モデル的には全く聞こえないお子さんも含めて、障害によって社会的に制約を受けている障害者基本法的前提があると思うんですけど、今回その中でも聞こえにくいお子さんの支援に特化して議論をしていくということによろしいのでしょうか。ちょっと本質的な確認をしますけれども。

(医療療育支援室 都室長補佐)

はいご意見ありがとうございます。

この協議会で、聞こえない方、もしくは聞こえにくい方はどちらかに絞っているということではございません。

国が示す基本方針に基づいて、この協議会を設置させていただきました。

今、国の方針の中でも、難聴という表現は用いておりますが、内容としては聞こえない方と、あと聞こえにくい方のどちらもさして、その方々に対して切れ目のない支援を、早期発見早期療育で達成しようというそういう趣旨のものでございます。

(柏倉会長)

わかりました。

ということで、今、中嶋委員からの、ご意見の回答になるって言ったら変ですけど、捉え方としては、学校教育法などでは、聾児と難聴児という分け方があって、それぞれに応じた教育支援ということが定義されてるんですけど、福祉の分野においてはこの難聴児を使う場合は、聞こえの問題で様々な社会的障壁を受けているお子さんに対して、総合的に支援をしていくっていうスタンスなので、聞こえ方のどこで線引きをするという議論ではなくって、そういうお子さん或いはそういうお子さんを持つ家族への支援を総合的にこの会議では議論していくという捉え方になっているので、ご確認いただいてとてもありがたいなと思います。

そのようなことでよろしいですか。

(医療療育支援室 都室長補佐)

はい、あとは補足として、とはいえ実際に聞こえない方、聞こえにくい方が難聴という言葉についてそのように感じられてるっていうことは、そのまま事実というかご意見でございますので、これから執り行っていく取組については、例えば公に出す研修ですとか、手帳ですとか、そうしたものについて、難聴という表現じゃなくてもっとわかりやすい伝わりやすい表現を用いるですとか、そうしたことを今回のこのご意見を踏まえて検討して参りたいと思います。

(柏倉会長)

ありがとうございました。よろしいですかね。

それでは、その他、或いは関連してでも結構ですが、時間がまだ少しあります。

荒木委員、お願いします。

(荒木委員)

先ほど小学校での難聴の子供さんたちの話が少し話題に上がっておりましたけれども、本校の方は県の事業の方でもありますように、通級指導の方行っております。

年々増えておりましてここ6年ぐらいのところで1.5倍に数が増えております。

今年度はもう担当者では回りきれないものですから、後から来た複数名についてはちょっとお断りをせざるをえない状況になっております。

ですので、おそらく小学校とかで大変困られて、通級を希望しても、学校の方、聾学校の方としてもなかなか厳しい状況があるっていったところがありますので、そういったところの支援者への育成といったことは急務のことかなというふうに思っております。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

どうですか、小中学校の現場の視点で、今特別支援学校のセンター的機能の話だったと思うんですが、そのあたりのニーズと現状等、お感じになってるところがもしありましたら。

(濱島委員)

はい、多分一番自分が素人に近いといえますか、小中学校の先生方の感覚でいきますと、非常に多種多様なお子さんを受け入れているのが学校教育でございます。

先生方も、中学校では教科としての専門性はあるんですけども、特別支援学級の免許保持者の数自体もそうですが、特別支援学級の中でもまたその障害種に、特化してみえる先生というのは、実際私の肌感覚としては、なかなか少ないです。

その中でさらに聴覚に関する先生というのは、私は正直言いまして、30何年教員やってきましたけれども、特別支援学校ではなく特別支援学級で、聴覚に特化した先生にお会いした経験がありません。

従いまして、現場の方では、専門的な知識のないものが、聴覚のお子さんを受け入れたときに一番頼りにしてしまうのが保護者さんからの情報になります。

先ほどからの話題に上っているような、成長の記録をお持ちの場合は、そちらの方を見せていただくんですが、一番多いのはやっぱり保護者さんからの聞き取りです。

保護者さんも担任も毎年変わっていくので、担任が毎年変わるたびに同じ説明をさせないようにっていうところは非常に配慮しておりますが、毎年変わる担任、聴覚のお子さんは交流学級で勉強されることが多いです。

従いまして、交流学級の先生にも毎年伝えなきゃいけないというところで、非常にお母様方に心理的な負担をかけてるなということは感じながら、とにかく情報の引き継ぎをというのを一番大事に考えています。

また、医療との連携というのは、とても大事なことだというふうに考えております。

お医者様のところに保護者さんの同意があって、いろんなことを聞けたり、それから聾学校さんの、いわゆる通級指導、巡回して相談に乗っていただける機会は、とっても大事にしています。

ただやはり、非常に数が限られていて先ほど申し上げたように、専門でない人間が、みんな熱意はありますので手探りで、情報を取っているというのが現状です。

従いまして先ほどから聞いてまして、やはり今インターネットが発達しますので、アクセスできる、ここっていうところが、例えば今日本語指導とかですと豊橋さんとか、だんだんこういうところの、こういうサイトとかそういうとこ

ろが、先生たちもだんだん浸透してきてますので、聴覚の指導の学級の先生方が、自分たちも聴覚学級のある学校も少ないので、その学級の先生方が連携しつつ、さらにインターネット等でもアクセスできる、そういうところの情報がわかるといいなと思っております。

以上です。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

もう時間も大分迫ってきておりますけども、今のご指摘とっても重要だなと思ってるんですけども、私も特別支援教育の国際比較をやってみて、ヨーロッパの主要な国の特別支援教育、見てきてるんですけど、今ほとんどは特別支援学校ない状態で、通常の学級でやって専門家が支援として入るという形が多いんですけど。

聾教育だけはやっぱり特別支援学校が残ってるんですよ。

それだけ専門性が高いという、スウェーデンももう20年前に全部、特別支援学校なくしたんだけど、聾学校だけまだ確かあるはずですよ。

それはやっぱり、聾学校っていうのは専門性の砦みたいなものがあって、ここからいろんな地域を支援するってことをやってるので、まず先ほど先生おっしゃったような、通級指導のニーズも大変だということですけども、やはりそこは最後の拠点として守っていかないといけないのかなというふうに感じているところです。

ありがとうございました。

ちょっとここで後段の発言についての事務局から何かコメントありましたらよろしいですか。

まだセンターの設置の話までいってないんですけど。

センターの設置の何かご意見とかありますでしょうか。もう去年もだいぶ出ていましたけれども。

永田委員、お願いします。

(永田委員)

はい、難聴児支援センターっていう、この間ご提案いただいたと思うんですけど、いろいろやれることは多いかなと思うんですけど。

多分どこかに委託するんでしょうが、社協さんとかですね、医師会とかね、そういうところに委託することになってくるのかなと思ってますけど、先ほどいろいろ出た意見の中で、そこはやるべきものの中で、ホームページとか、電子手帳とかあるんですけど、そこら辺の専門的な部分をいろいろやっていただくことになるかなというふうに思っています。

また研修っていうこともあったと思うんですけど、実際フェイストゥフェイス

スでやる研修もあれば、私ども、今実は障害関係で、研修をいろいろまとめて、いろんな保育園とか、療育センターの研修をやってるんですけど、フェイストゥフェイスだけでなく、動画配信でやってるのもございます。

いつでも見れますし、誰でも見れるので、そういう形で専門家の方に、そういう専門の話も保護者さんが見てもわかるような、あと学校の先生がわかるような、人工内耳の方の難しさとか、そういったものも、さっきのポータルサイトみたいなところで、提供できるといいかななんていうふうに思っております。

そして、ポータルサイトの中で、さっきLINEでやりとりとかもあったんですけど、そこら辺からリンクできるとかですね。

また電子母子手帳の話もそうなんですけど、そういったところをベースに、この難聴児支援センターが、中心になってやってくれるような体制になるといいかななんていうふうに思ってます。

以上です。

(柏倉委員)

ありがとうございました。

支援センターが設置されるといいなということなんですけど、それに向けて、こういう機能を持たせたらいいんじゃないかっていうようなご意見がいただけたらと思います。お願いします。

(高橋委員)

はい、今、永田委員が言われたような、やはりいろんな、ここに今回、取組案として挙げられたことが、全部そこが統括できるようなものっていうふうになるといいのかなと思います。

そこで、教育機関とか医療機関とか難聴を専門にしているところとか、いろいろな協会だったりとかありますけれども、そこに橋渡しをしたりとか、そこに情報をつなげたりとか、あとこういう情報を、例えばそのところのセンターに問い合わせるとこういう資料を提案してくれたりとか、あとポータルサイトの管理だったりとか、例えば教育のことにしても、こういうことを教えて欲しい、つないで欲しいとか、やはりそういうような中核になるような、そういう今回の取組案がまとまるような、専門的なセンターになるといいかなというふうに思っております。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

既存の様々な社会資源のネットワークを作るときの中心となるような機能をセンターに持たせていく、さらに情報発信等も行いうということで、ご提案がありました。

事務局が用意していただいた様々な取組案を、最終的にこの難聴児支援セン

ターの役割盛り込みつつ、でもここが全部は多分やれないので、今までいろんなところでやっている事業等を統括していったり、結びつけるような役割を果たしていくと、有機的にネットワークを維持運営できるのではないかなっていうご提案だと思いますので、そのあたりを事務局で深めていただければと思います。

大体時間来ましたけど、あと1つ、これだけはこののがもしありましたら、いかがでしょうか。お願いします。

(岡本委員)

先ほど母子手帳の電子化のことを申しましたが、それはそれで進んでいくと思いますが、今皆さんの話を聞かせていただいて、やはり今いる難聴のお子さんたちにとって、例えば3年先5年先の成長記録のノートの完成を待っていいのかと感じました。

なので電子化も視野に入れながら今いらっしゃるお子さんたちのために、成長の段階で困らないように、きこえの手帳のような親御さんが残していかなければならない記録があると感じましたので、今やれる手段で内容や方法についても、並行して考えていくべきと感じました。

将来的にはやはり紙ではなくてデジタル化されていくと感じますが、やはり今しかできないこともあると思いますので、その辺も今後この会議の中で検討していけたらと思いました。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

ちょうど予定の時間が来ましたので、ここで一旦事務局からご回答いただきたいと思います。

(医療療育支援室 都室長補佐)

はい、ありがとうございます。

この下段につきましても、アクセスの関係のご意見いただきました。

研修ですとか講習会についても、やっぱりご家庭としてはいろいろな地域で暮らされていていらっしゃるの、それぞれの地域で、そうしたものに参加できるような工夫が必要かなと考えますし、あとは小学校の先生も関わりやすくするよという、参加しやすくするよというご意見もありましたので、そこもちよっと留意事項かなと思っております。

あとは他に取組全体としてのご指摘として、専門性の確保が必要だというご意見をいただきました。

センターの設置の検討ですとか、あとは研修、これらはやっぱり専門性は必ずしっかり確保していったって、さらにセンターについては高橋委員がおっしゃられた通り、拠点となるような中核的なところとなるような設計をしていく必要が

あるかなと捉えております。

なかなかですね、取組案ではございますので、この上段のものについても同じなんですけれども、これからその具体的なその内容や、実施方法ですとか、委託ならばその委託先の調整検討を踏まえてからの、予算の要求ということになってきますので、財源的なところというのはちょっとまだ白紙のところではございますけれども、ご意見を踏まえて、検討を進めて参りたいと考えております。

以上です。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

それでは、次に、報告事項（１）「令和５年度県事業の実績及び令和６年度県事業について」に移ってまいります。

事務局から説明をお願いします。

８ 報告事項(1) 令和５年度県事業の実績及び令和６年度県事業について

(医療療育支援室 鈴木主事)

それでは、まず始めに障害福祉課医療療育支援室の鈴木から、令和５年度県事業の実績及び令和６年度県事業のうち、障害福祉課関連の事業について説明いたします。

以降、着座にて失礼致します。

資料２の１ページ目をご覧ください。

まずこの表の見方について説明致します。

左の欄が令和５年度取組実績であり、右の欄が令和６年度実施見込みとなっております。

事業の説明に移りますが、県障害福祉課関連として、令和５年度からの継続事業で「愛知県軽度・中等度難聴児支援事業費補助金」を実施してまいります。

事業内容に変更はなく、予算額については、資料の中央右側に記載がございましたが、毎年度実績を基にしているため、若干の変動はございますが、令和６年度予算額については令和５年度予算額と同様、８百万円余となっております。

また、令和５年度の決算額は、６，６２７千円でした。

次に、表の下段にございますその他の取組として、これらも継続事業となりますが、県障害福祉課内に手話相談員を配置するとともに、愛知県県民相談・情報センター及び各県民相談室において、予約制で手話相談員による出張手話相談を行ってまいります。

また、先ほど永田委員からもご意見がありましたが、市町村における児童発達支援センターの整備を促進してまいります。

児童発達支援センターは、地域における難聴児を含む障害児支援の中核的機

能を有する施設であり、圏域での設置も含め、全市町村に整備することを目標に掲げ、整備の促進を図っております。

以上が、障害福祉課関連事業についての説明となります。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

ここまで説明にあった内容を踏まえて、委員の皆さんから、ご質問、ご意見があればいただきたいと思います。よろしくお願いします。

お願いします、永田委員。

(永田委員)

すみません、永田でございます。

児童発達支援センターの整備ということで1つ確認なんですけど、ここに整備を進めていきますってふうに書いてあるんですが、整備というのは具体的にどういうことですかね。

増やすっていう話なのか、内容を充実させるって話なのかっていうところで教えてください。

(医療療育支援室 都室長補佐)

はい、そのいずれもございまして、基本的には市町村でこの児童発達支援センターの設置が求められていまして、愛知県の愛知障害者福祉プランの中でも、児童発達支援センターについては一応目標設定をさせていただいているところではありまして、まずはその児童発達支援センターの数というか、それを増やすっていうのはいろいろと財政支援ですとか、そうしたところを行っていくのと、あとはその内容の充実については、児童福祉法が改正されたことで、中核的な機能を求められてることもありますので、各種加算についての周知ですとか、あとは県内の市町村の取組の共有ですとか、そうしたところで内容が底上げされていくような働きかけを行って参りたいと考えております。

以上です。

(柏倉会長)

よろしかったでしょうか。

はい、ありがとうございます。

その他、委員から何かありますでしょうか。

江崎委員、お願いします。

(江崎委員)

軽中等度の方の補装具の助成ですが、今までは所得制限がありましたが、今年度から所得制限がなくなったと聞きましたが、正しい情報でしょうか。

(医療療育支援室 都室長補佐)

はい、大変申し訳ございません、直接担当してる係のものが、この場におりま

せんでして、確認をさせていただいて、会議後にはなりますが、確認した結果をお伝えさせていただきたいと思います。

申し訳ございません。

(柏倉会長)

はい、ではまたよろしくお願いします。

その他、よろしかったでしょうか。

すいませんちょっと見落としておりました。

議題の説明の2つ目、健康対策課からの説明があります。

そのあと特別支援教育課から、この2つがちょっと抜けてました。

失礼しました、よろしくお願いします。

(健康対策課 神谷主査)

資料2の2ページをご覧ください。

健康対策課の神谷です。

説明の前に一部修正がございますので、お願いいたします。

右の列、令和6年度実施見込みの中段目になります。

備考のところ、3つ目のポチです。検査の公費負担が行われるよう全市町村に推進、訂正は令和6年度、5を6に変えてください。

令和6年度は54分の54、全市町村で実施となっております。修正をお願いいたします。

では説明をさせていただきます。

健康対策課では、平成30年度から「愛知県新生児聴覚検査体制整備推進会議」を開催しています。資料の下段にありますとおり、令和6年度からは聴覚スクリーニング検査精度の高い自動ABR（自動聴性脳幹反応）の機器購入費用を助成しております。

新生児聴覚検査は、先天性難聴児を早期に発見するために有用な検査で、精密検査で難聴と診断された方に対し、早期に適切な支援を行うことで、自立した生活を送るために必要な、言語・コミュニケーション手段の獲得につなげることができるため、すべての新生児に受けていただくことが望ましい検査です。

そこで健康対策課では、新生児聴覚検査の受検率の向上等を図るため、新生児聴覚検査の体制整備のための会議を毎年開催しております。そこで課題を整理、解決するための方策について検討し、市町村に共有を行うなど連携して推進しているところです。

市町村では、母子健康手帳の交付時や両親学級等を活用して新生児聴覚検査の啓発や、新生児訪問や乳児家庭全戸訪問等の際に、母子健康手帳等から検査の実施状況を把握し、未受検者への勧奨や難聴と診断された方への個別支援を行っています。

また、後天性の難聴や進行性難聴、新生児聴覚検査を未受検のままの方もいるため、乳児健診や1歳6か月児健診、3歳児健診において聴覚の状態を確認するなど、市町村において積極的に難聴児の早期発見に努めているところです。

健康対策課の説明は、以上です。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

それでは、特別支援教育課もやっていただいた上でちょっと、質問を受けたいと思います。

お願いします。

(特別支援教育課 櫻井指導主事)

続きまして、教育委員会特別支援教育課からお願いいたします。

一つ目は、個に応じた教育推進事業（ろう幼児教育相談）です。

こちら、ろう幼児教育相談に関わる事業は、聴覚障害のある幼児の早期教育を充実するために、昭和51年度より実施してきた事業です。

言語習得の基礎というのは3歳までにほぼ完成されることから、聴覚障害児には、早期教育が特に必要との観点から実施されております。

昨年度から千種聾学校ひがしうら校舎の開校に伴い相談員を1名増員し、県立聾学校幼稚部設置校5校の千種聾学校、千種聾学校ひがしうら校舎、豊橋聾学校、岡崎聾学校、一宮聾学校に5名の相談員を設置しております。

昨年度の5校での相談数は、合わせて207件になっております。こちらは、ここ数年だいたい200件前後となっております。

ただ、地域差がありまして、千種聾学校が95件、千種聾学校ひがしうら校舎が17件、岡崎聾学校41件、一宮聾学校31件、豊橋聾学校23件と、担当区域によっても相談数が変わっております。

(特別支援教育課 清田指導主事)

次に、盲・聾学校通級指導担当教員の通級による指導についてです。県立盲学校・聾学校の教員が、視覚障害や聴覚障害のある児童生徒が在籍している公立小中学校に出向き、障害の改善や克服を目的とした自立活動を行っています。

担当教員は、愛知県には、国から10人が加配されており、県内5つの聾学校に二人ずつ配置されています。聾学校による通級に限れば、昨年度は133名の児童生徒が指導を受けました。

今年度は122名の児童生徒が指導を受けています。

頻度としては、1週間に1回から1か月に1回程度行っています。

資料の4ページをご覧ください。

次に、発達障害児等支援・指導検討会についてです。県立特別支援学校の教員が、希望のあった公立幼稚園・小中学校に出向き、幼稚園・小中学校の教員と共

に、障害のある幼児児童生徒に対する支援・指導方法を検討し、教員の資質向上を図ることを目的としています。そのうち、聴覚障害については、5つの県立聾学校に年間6回ずつお願いし、合計30回行います。

最後に、その他として市町村教育委員会や小中学校での合理的配慮の取組についてです。

特別支援教育課では、毎年、県内の市町村教育委員会に対し、合理的配慮の事例の報告をお願いしています。費用が必要であったり、それぞれで事情が異なったりするため、ここに書かれている事例が全てのケースで合意形成が図られているわけではなく、あくまでも、このような事例があったという紹介になります。

特別支援教育課からは以上になります。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

健康対策課と特別支援教育課からご説明いただきましたが、この件につきまして何か委員からありましたらお願いします。

はい、お願いします。

(荒木委員)

すいません。乳幼児教育相談ですね、ろう幼児教育相談のところですけども、207件でしたっけ、件数が出ておりましたけれども、実際のところは、登録された方が千種聾学校で95件、95名ということで、その方が毎週療育を受けるってなると、そこからさらに複数回、毎週のように学校の方にお見えになるっていったところがありますのでその辺り、ちょっと補足をさせていただきました。

(柏倉会長)

はい、ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。

江崎委員、お願いします。

(江崎委員)

ABRの機器の購入助成ですが、この助成の補助の予算が通ったというのは、対象になる産科さんに情報がすでに行っているのか、これからいくのか、ということが1つと、この助成に該当するのは、OAEを持っている施設がABRを購入するときに該当になるのか、A-ABRを前から持っているけれど、古くなってしまっ更新が必要な場合にも該当するのかを教えてください。

(健康対策課 神谷主査)

質問ありがとうございます、健康対策課です。

まず質問の1点目、病院にこの情報が入っているかということですが、こちらにつきましては、令和6年度購入を希望されているということを昨年の時点で調査をしております、その医療機関には連絡をいたしまして、7月末までに

交付の申請の手続きを今進めているとこで概ね申請を出していただいているところ
です。

2点目、機器のOAEからABR、もしくはABRの老朽化についても対象かという
ことですが、今年度につきましては、OAEからABRへの買い換えを優先させる
ということで、それを対象に動いているところでございます。

以上です。

(柏倉会長)

ありがとうございました。

その他、よろしいでしょうか。

はい、それでは最後になりましたが、参考資料をご提供いただいております
ので、荒木委員からご紹介をお願いします。

9 参考資料「聾学校乳幼児教育相談 初来校時における主訴」

(荒木委員)

お願いいたします。

参考資料の方ご覧ください。

こちらにつきましては、千種聾学校の令和5年度、6年度分の乳幼児教育相談
に初めて来校されたときの主訴を、一覧にさせていただいたものです。

月齢と相談したい内容をざっと簡単ではありますが、まとめさせてい
ただきました。

こちらの様子をご覧になっていただくと、保護者がどんな思いで、本校の乳幼
児教育相談に見えたのか、またどんなことが不安に思っているのかが、わかるか
なと思ひまして本日資料として、ここに挙げさせていただきました。

あと、やはり内容を見ていただくとわかるんですけれども、学校が答えられる
ことと、学校ではちょっと難しい内容もいろいろあり、あと言語聴覚士の専門の
方ですとか、保健師の方にも聞いていただいた方がいいのかなっていった内容
もございます。

これらを含めて、また、センターの設置っていったことが挙がっておりますの
で、そういったところで参考にさせていただければ幸いです。

はい、以上です。

(柏倉会長)

はい、貴重な資料、ありがとうございました。

以上をもちまして本日の議題はすべて終了ということになります。

皆様、ありがとうございました。

本日の所感をまとめてっていう話だったんですけど、特に私の方でまとめる
こともないんですけども、もう一度、事務局が作っていただいた資料1に戻って

いただいて、様々な観点でですね、課題に対する取組の考え方や、今現在、取組がないことについての課題の整理など、事務局の方で丁寧に昨年度の委員からの議論をおまとめいただいて、整理をしていただいてとてもわかりやすく今日は進めることができたなというふうに思っています。

最終的に難聴児支援センターに、様々な機能を持たせるわけなんですけども、現状でも先進的な取組が様々な現場で行われていますので、そういった支援を継承しつつ、地域のネットワークをこのセンターが、中心に担っていければいいのかなあというふうに感じたところです。

今後、このセンターの役割についても、この会で議論を深めていければ、子供たち或いは保護者にとって有意義な検討会になっていくのかなというふうに感じました。

本日は誠にありがとうございました。

事務局におかれましては本日の委員からのご意見をもとに、次回の会議に向けて準備をお願いしたいと思います。

それでは、進行を事務局にお返しします。

10 閉会

(医療療育支援室 鈴木主事)

柏倉会長、議事の進行、ありがとうございました。また、委員の皆様方には長時間にわたりまして、熱心な御協議をいただきまして、誠にありがとうございました。

事務連絡となりますが、今年度第2回の会議は2月20日(木)午後2時から午後4時に開催することを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

会場は、今回と同様に愛知県自治センター12階E会議室となっております。

また、参考資料「聾学校乳幼児教育相談 初来校時における主訴」につきましては、この後回収させていただきますので、お席においてお帰りください。

それでは閉会にあたりまして、愛知県福祉局福祉部障害福祉課医療療育支援室長の中西から御挨拶を申し上げます。

(医療療育支援室 中西室長)

本日はですね、長時間にわたりまして、活発なご協議をいただきまして誠にありがとうございました。

本当に、それぞれのお立場からの所感であったりとか、また、それぞれの場所で現在取り組んでおられること、また今後の取組の方向というようなところでも、ご意見の方いただきまして私ども非常に有益なというか参考になるご意見をたくさんいただきましたこと、非常にありがたく感じているところでございます。

本日いただきましたご意見につきましては、また事務局の方で整理の方させていただきますして、次回の会議に向けて、しっかりと取り組んで参りたいというふうに考えておりますので、また委員の皆様方がおかれましては引き続き、本県の難聴児支援施策の推進に対しまして、格別のご支援とご協力の方賜りますようお願いをいたしまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日はどうも大変ありがとうございました。